

福島潟利便施設敷地内における自動販売機設置に係る仕様書

1. 概要

福島潟利便施設脇に設置する自動販売機については、水の公園福島潟に来園する方へのサービス向上とともに、公有財産のより効率的な運用を図るものである。

本自動販売機の設置は、福島潟利便施設の貸付契約において行われるものであり、自動販売機設置業者（以下「設置事業者」という。）は、福島潟利便施設運営事業者と同一とする。

2. 物件

(1) 設置台数

1台とする。

(2) 設置場所

新潟市北区前新田乙494番地6地内とし、新潟市が指定する場所に設置すること。

(3) 設置機器の大きさ

おおよそ W1,800×D1,000×H2,000 (mm) 以内とする。

(4) 2台目以降の設置について

2台目以降の自動販売機を設置する場合は、新潟市と協議の上設置すること。

3. 貸付期間

福島潟利便施設契約開始日から5年間までとする。

6年目以降の貸付については、新潟市と協議の上、設置の継続を認めるものとする。

4. 設置条件

(1) 本体

設置機器は新品・未使用品とすること。また、デザインは公序良俗に反しないものとし、都市公園に隣接した立地であることを考慮し、周辺環境との調和に配慮すること。

(2) ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインの自動販売機とすること。

(3) 環境対策

①ノンフロン二酸化炭素、炭化水素、または代替フロン（ハイドロクロロフルオロカーボン、ハイドロフルオロカーボン）を冷媒として採用した機種とする。

②「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」および「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」等、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

(4) 安全対策等

- ①転倒防止「自動販売機の据付基準」(JIS 規格) および「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講ずるものとする。なお、転倒防止用補助板等を設置する場合は、新潟市と現地協議の上、取付位置を決定する。
- ②食品衛生「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法) および「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。
- ③硬貨選別装置および紙幣識別装置により、偽造通貨または偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(5) 使用済み容器の回収

- ①自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、商品補充時にゴミの撤去を確実にを行うこと。
- ②回収ボックスの規格
 - ・プラスチック製または金属製とする。
 - ・容器回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分な収容容積のものとする。
- ③使用済み容器については、容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など関係法令に基づいて適切に処理する。

(6) 自動販売機の設置および管理運営

- ①設置事業者において、商品の補充および消費期限の確認、売上金の回収および釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部および設置場所周辺の清掃などを行う。
- ②設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って、自動販売機の維持管理に努めるほか、故障時には即時対応する。
- ③自動販売機の故障や問い合わせや苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時の連絡先を明記すること。
- ④設置事業者が自動販売機の機種(型式)を変更しようとするときは、新潟市と事前協議すること。
- ⑤自動販売機の搬入に際しては、新潟市の指示に従うこと。また撤去の際は契約満了の日までに撤去すること。

5. 販売商品の種類等

- (1) 酒類を除く清涼飲料とする。また、缶・ペットボトルによる販売に限る。
- (2) 利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、品揃えを充実させること。

- (3) 設置事業者が販売商品の種類を変更しようとするときは、新潟市と事前協議すること。

6. 設置事業者の商品管理

- (1) 商品管理に万全を期すこと。特に不良品点検（賞味期限切れ等）は厳しく管理すること。
- (2) 平日・休日に関わらず適宜商品を補充し、極力売切れが生じないようにすること。

7. 貸付料および納入方法

- (1) 貸付料は、自動販売機に係る貸付料算定期間（下表）の売上総額を100で除した値に25を乗じて得た額（円未満切り捨て）を新潟市に支払うものとする。

納期	貸付料算定期間	納入期限
第1期	4月1日から6月売上確認日	8月10日
第2期	6月売上確認日から9月売上確認日	11月10日
第3期	9月売上確認日から12月売上確認日	2月10日
第4期	12月売上確認日から3月31日	5月10日

※納入期限日が金融機関等の定休日となる場合は、その翌日とする。

- (2) 設置事業者は各月の売上金等を自動販売機のカウンターにより毎月25日以降月末までに確認し、翌月15日までに、新潟市に売上金等を証する書類を提出すること。ただし、新潟市が立会いを申し出た場合は、新潟市立会いの上確認すること。また、新潟市が売上金等の調査が必要な場合には、実地調査および関係書類等の提出を求めることができる。
- (3) 貸付料の納入
- ・新潟市の発行する納入通知書により新潟市に支払うこと。
 - ・契約に定めた納入期限までに、納入を完了すること。
 - ・貸付料の納入が遅延したときは、その間営業停止の措置をとる。

8. 再委託

設置事業者が業務の一部を第三者に再委託する場合は、予め新潟市に再委託申請書および受託者従業員（実際にこの業務に従事する予定者）の名簿を提出すること。

9. 売上手数料

徴収しない。

10. 費用負担

(1) 設置および撤去等

自動販売機の設置（電気、配線等）維持管理および撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。工事を必要とする場合には、新潟市の指示に従うものとする。

(2) 電気料金

自動販売機設置に伴う電気料金については、設置事業者が負担する。

1 1. 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して新潟市の確認を受けなければならない。

1 2. 自動販売機設置に伴う事故

新潟市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

1 3. 商品等の盗難および破損

(1) 新潟市の責に帰することが明らかな場合を除き、新潟市はその責を負わない。

(2) 設置事業者は、商品および自動販売機が汚損または毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

1 4. その他

(1) 新潟市または設置事業者が自動販売機の破損等の異常を発見したときは直ちに相互に通報すること。

1 5. 参考データ

年間販売実績数

・平成24年度 7,657本（清涼飲料水）

・平成25年度 5,988本（清涼飲料水）

・平成26年度 6,694本（清涼飲料水）